川口市結婚新生活支援補助金（令和８年度）
必要書類チェックシート

申請をする前に、次の書類が揃っているか、記載内容に間違いや漏れがないか確認し、チェックしてください。

◆全員が提出する書類

チェック欄	必要書類・確認事項
□	川口市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第１号）※来庁当日に記入していただきます。
□	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証） ※外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書の提出が必要です。（在留期間の残りが２年以上必要です。）
□	戸籍謄本（申請日において戸籍謄本を発行することができない場合は、婚姻届受理証明書） ※全国の市区町村の窓口で取得ができます。ただし、婚姻届受理証明書は届出を行った市区町村のみでの発行となります。

◆該当者のみ提出する書類

チェック欄	必要書類・確認事項
□	令和８年度　所得証明書　（令和８年１月１日時点で市外に在住していた方） ※令和８年１月１日時点で住民登録されている自治体（申請日が４月～６月の場合は令和７年１月１日時点）で取得できます。 □申請日が令和８年５月末日までの場合は、前年度分にあたる令和７年度（令和６年分）所得証明書提出してください。
□	令和８年度　納税証明書（非課税証明書）（令和８年１月１日時点で市外に在住していた方）
□	貸与型奨学金返済証明書（500 万円を超える方、申請日現在返済を行っている方） □貸与型奨学金の返済額が確認できること。（奨学金貸与証明書、奨学金返還証明書、支払いが確認できる引き落とし口座、入金一覧表 等） □夫婦の年間所得の合計額から年間返済額を控除した金額が 500 万円未満になりますか。 □令和７年１月から令和７年１２月までに返済した貸与型奨学金ですか。
□	婚姻届記載事項証明書（夫妻とも外国籍の方） ※この証明書は提出した市区町村で取得できます。 ※提出した添付書類を含めた一式で交付を受けてください。 ※この証明書の取得には理由が必要となります。この補助金に必要であると窓口で申告してください。

◆住宅を新築・購入した場合の提出書類

チェック欄	必要書類・確認事項
□	（全員）不動産土地建物売買契約書 □契約者が夫妻の両方または一方であること。異なる場合は対象外です。 □父母等の同居者や連れ子など親族がいる場合は支払者が夫妻であること。 □契約日が婚姻日の１年以内であり、すでに引渡しを受けて居住していること。 □親族以外の第三者が居住していないこと。 □土地（対象外経費）と建物（対象経費）それぞれの価格が明らかであること。
□	（全員）登記簿謄本 □所有者が夫妻と登記されていること。 □住宅ローンを利用している場合は抵当区分がローン会社等であること。
□	（全員）支払いの事実が分かる書類 □令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの間に支払った費用が対象です。 □書類不備が多い項目のため別添「支払いが事実の分かる書類の例」をよく読んだうえ書類を準備してください。

□	（対象者）ローンの返済状況表等（毎月の支払いが分かるもの） □ローン返済をされている方は通帳等の金額と返済計画表で確認させていただきます。 □婚姻後に手付金等を現金等で支払済の場合はその領収書でも可です。ただし預り証は支払った事実として認められません。

◆住宅を賃借した場合の提出書類

チェック欄	必要書類・確認事項
□	（全員）不動産賃貸借契約書 □入居者欄に夫妻が記載されていること。単身の場合は同居と認めません。 □父母等の同居者や連れ子など親族がいる場合は契約者や支払者が夫妻であること。 □契約開始日を確認するため途中で更新された方は当初の契約書と更新契約書が必要です。紛失等された方は貸主または不動産会社等にご相談ください。 □親族以外の第三者が居住しているシェアハウス等は申請を認めておりません。
□	（全員）支払いの事実が分かる書類 □令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの間に支払った費用が対象です。 □書類不備が多い項目のため別添「支払いが事実の分かる書類の例」をよく読んだうえ書類を準備してください。
□	（対象者）重要事項説明書（契約書にかかれた金額以外の支払いがある時） □支払った事実に関する書類と家賃が異なるときはその他の費用（手数料等）に関する注意書きが記載されていることがありますのでご持参ください。
□	（対象者）その他の書類（契約書にかかれた金額以外の支払いがある時） □支払った事実に関する書類と家賃が異なるときはその他の費用（ネット利用料等）が他の書類として交付されているのでご持参ください。
□	（対象者）住宅手当支給証明書（様式第３号）　（住宅手当を受けている方）

◆引越しの場合

チェック欄	必要書類・確認事項
□	（全員）引越しに要した費用の領収書の写し □令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの間に支払った費用が対象です。 □引越し業者を使用した場合のみ対象です。 □引越し業者等の発行者が確認できることが必要です。 □宛名はご申請者名になっていることが必要です。

申請書類の準備ができましたら、HP の書類提出フォームから必要書類を提出してください。確認後、担当者からご連絡いたします。

問い合わせ
川口市子ども部青少年対策室（市役所第二本庁舎３階）
電話（０４８－２５８－１１１５）